

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅諭日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マレーシア	海上警備強化機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府と マレーシア政府との間の交換公 文	海上警備強化機材整備計画を実施する ために必要な 1. 機材及び高速艇並びにそれらの調達 及び損付けに必要 な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役 務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役 務の供与	278,000千円 H22. 3.31まで	H21. 3.30 ゾトラジ ヤヤで (同日)	日本側 堀江正彦在マレー シア大使 マレーシア側 タン・スリ ・ラスタム・モハヤド・ イサ外務次官	H21. 4.14 202号
マレーシア	海上密輸等取締能力強化計画の ための贈与に関する日本国政府 とマレーシア政府との間の交換 公文	海上密輸等取締能力強化計画のため に必要な役務の 1. 機材及び高速艇並びにそれらの調 達に必要な役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役 務の供与	714,000千円 H22. 3.31まで	H21. 3.30 ゾトラジ ヤヤで (同日)	日本側 堀江正彦在マレー シア大使 マレーシア側 タン・スリ ・ラスタム・モハヤド・ イサ外務次官	H21. 4.14 206号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。